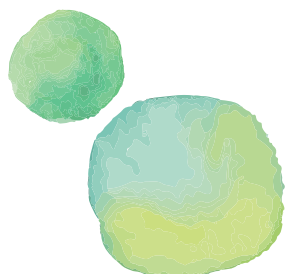




関東環境局

Kanto Environment Bureau



持続可能な地域の未来を 地域とともに。

私たち関東環境局は、持続可能な社会に向けて
地域の方々との連携・共創により
様々な資源を持続的に活用して環境施策の推進に取り組むとともに
地域の経済・社会の課題解決や新たな価値の創出を目指します。

関東環境局の概要

関東環境局は、環境省の地方支分部局として1都9県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県）を管轄区域としています。

関東環境局の前身である関東地方環境事務所は、2005年に自然保護事務所と地方環境対策調査官事務所が統合され、設立されました。

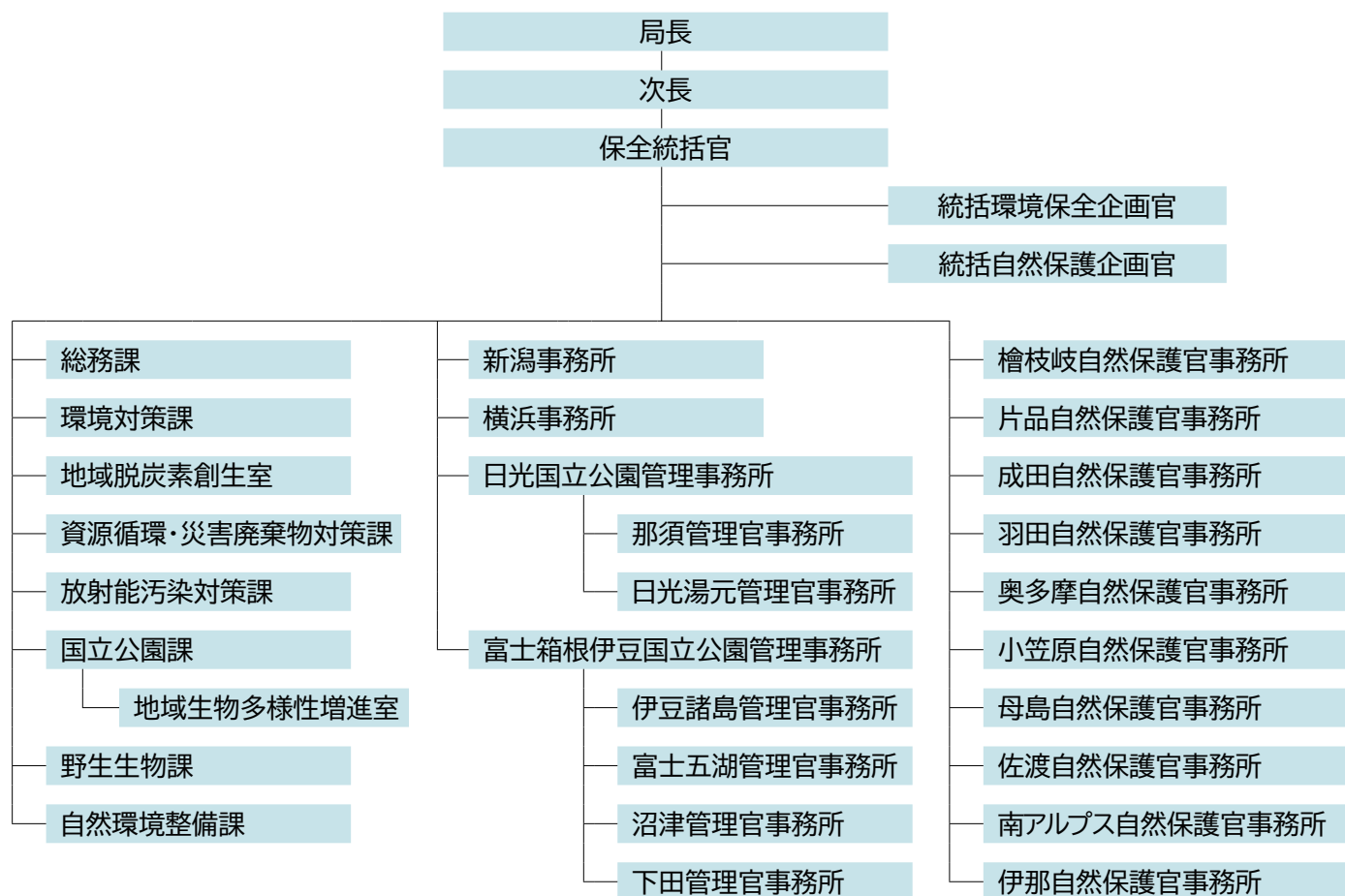
当初は国立公園管理、環境保全活動の促進等を担当していましたが、2012年には放射能汚染対策課、2022年には地域脱炭素創生室を設置しました。2026年には名称を「関東地方環境事務所」から「関東環境局」へと変更するとともに、災害廃棄物処理対策等の自治体支援体制を強化するなど、時代の要請に応じて変化を続けながら、持続可能な地域づくりに取り組んでいます。

関東環境局の役割

- ・ 地方自治体や民間企業などあらゆる主体と協働し、地域における脱炭素、資源循環、生物多様性の保全、国立公園の保護と利用等、地域の環境施策の向上と、各施策の相乗効果の創出を図ります。
- ・ 地域の多様な主体や情報、ノウハウをつなぐ環境施策の拠点となり、持続可能な地域づくりのための取り組みを支えるとともに、地域のニーズを国の政策につなげていきます。
- ・ 緊急時における環境リスクへの対応や外来種侵入時の水際対応、災害廃棄物の処理の促進等を通して、地域社会の安全の確保や復興・創生に貢献します。



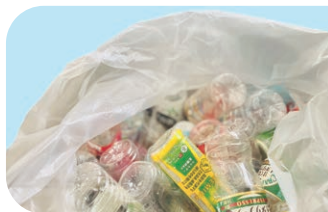
関東環境局組織図



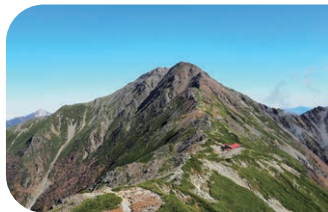
4つの取組



01 気候変動対策の推進



02 資源循環と環境再生の取組



03 自然環境の保護と利用



04 環境保全対策の推進・地域循環共生圏の創造

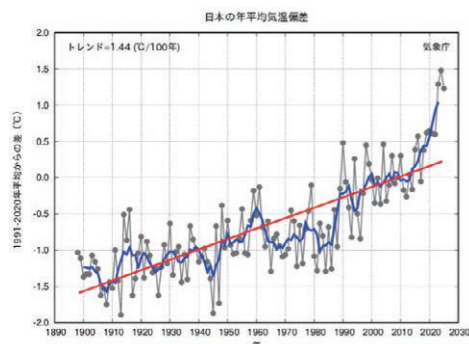
01 気候変動対策の推進

気候変動対策の必要性

気温や雨の降り方などが数十年を超える長期にわたって変化することを「気候変動」といいます。

近年、日本の年平均気温は上昇を続けており、その原因は温室効果ガスが大量に排出されたことによる人為的なものであると考えられています。

このような状況に対応するため、私たちは、温室効果ガスの排出量を削減する「緩和」と気候変動の影響による被害を回避・軽減させる「適応」の両輪で取り組んでいくことが求められています。



日本の年平均気温の推移 出典:気象庁ホームページ

気候変動への適応

気候変動は、局地的な豪雨による水害、作物の品質低下、動植物の分布域の変化など、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。

既に現れている、あるいは将来予測される気候変動影響を回避し低減するため、気候変動への適応策に取り組むことが必要です。

気候変動の影響は地域により異なるため、適応策の検討・推進にあたっては地域の実情に応じた対応が重要です。関東環境局では、「気候変動適応関東広域協議会」の運営や、有識者の方々によるセミナーの開催、地方公共団体が開催する講習会等への協力などにより、気候変動への適応に関する理解や取組の促進を図っています。



2015年
関東・東北豪雨
(茨城県)



サンゴの白化

気候変動適応関東広域協議会

関東環境局では、域内の連携・協力を一層強化することにより適応の促進を図り、地域の関係者により構成される「気候変動適応関東広域協議会」を設置しています。これまで「気候変動適応における広域アクションプラン」をとりまとめるなど、具体的な適応行動につながる取組を推進してきています。

また、協議会の下に分科会を設け、地域が共通して抱える課題について、取組事例や調査結果の共有等を通じた域内全体での取組を進めています。

熱中症対策分科会

暑さは年々厳しさを増しており、国内の熱中症による死亡者数は1,000人を超える状況が続くなど、熱中症対策は緊急な課題です。熱中症対策分科会では、効果的な普及啓発手法の検討や事例の共有などを通じ、熱中症対策の取組を支援しています。



気候変動適応における広域アクションプラン



国立環境研究所HP
「気候変動適応センター
A-PLAT」

「地域気候変動適応計画」策定への支援

将来の気候変動影響の被害を防止・軽減するため、地方公共団体は「地域気候変動適応計画」を策定することが求められています。環境省が公開している作成マニュアルの紹介等を通じ、計画の策定支援を行っています。

地域脱炭素の推進

2020年10月、我が国は2050年カーボンニュートラル※を目指すことを宣言し、2021年6月には国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」を策定しました。

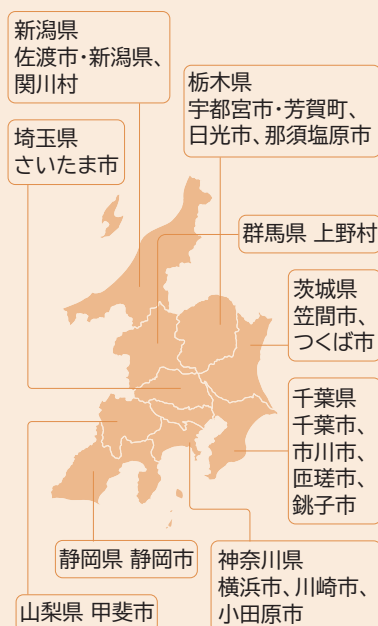
関東環境局では、温室効果ガスの排出量の削減のみならず、地場産業振興、農林・水産業振興、防災力強化といった地域活性化や課題解決にも貢献する「地域脱炭素」推進のための事業を展開するとともに、自治体、事業者、民間団体など、多様な主体が実施する取組みを支援しています。

※二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること

地域脱炭素ロードマップに基づく取組事例「脱炭素先行地域」

2050年カーボンニュートラルに向けて、地域課題を解決し地域の魅力と質の向上を実現しながら、地域脱炭素を実現するモデル地域として、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを実現するという「脱炭素先行地域」の伴走支援を行っています。関東環境局管内において、1県19市町村の自治体が採択されています。

関東環境局管内
(18提案、1県19市町村)



営農型太陽光発電設備
(千葉県匝瑳市)



調整池のフロート太陽光発電設備
(神奈川県横浜市)



陸上風力発電設備
(千葉県銚子市)



環境省HP
「脱炭素地域づくり支援サイト」

地域との共創

関東環境局では、脱炭素先行地域に加えて、自治体が主体となって地域の事業者、個人、公共施設へ再生可能エネルギー等の導入を促進する「重点対策加速化事業」の伴走支援をはじめ、各地域での講演、セミナー、ワークショップ、マッチングイベント等といった様々な企画・運営を行っています。



地域脱炭素フォーラム2025 in新潟の様子

COLUMN デコ活

脱炭素社会の実現を目指して、国民・消費者の行動変容を促し、ライフスタイル転換のうねり・ムーブメントを引き起こす新たな国民運動「デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)」を推進しています。例えば、イベント等におけるリサイクルステーションの設置を通じてごみ分別や古着回収といった環境配慮行動の実践機会の場を創出し、それによる環境保全効果を数値化・普及啓発するなど、様々な連携協働型の取組を支援しています。

 **デコ活**
くらしの中のエコろがけ



環境省HP
「デコ活～くらしの中のエコろがけ～」

02 資源循環と環境再生の取組

資源循環の取組

関東環境局では、自治体・市民・企業などの様々な主体が参加する新たな資源循環の流れを生み出すため、管内の自治体や企業・団体への資源循環に関する取組の支援、プラスチック資源循環法や個別リサイクル法などの各種法令に基づく認定等に関する相談や申請・届出への対応、立入検査・調査等を行っています。また、廃棄物等の輸出入に関する事前相談、不法投棄の防止や支障等の除去のための対策推進も担っています。

地域の資源循環の支援

先進事例の共有、自治体・企業のマッチング等を支援するフォーラムの開催や講演をはじめ、地域の資源循環の基盤の強化に取り組む活動を支援しています。



関東環境局HP
「循環型社会の構築」



令和7年度関東地区資源循環自治体フォーラム(川崎市)の様子

プラスチックリサイクルの促進

廃プラスチックを回収・分別・洗浄・再加工して新しい材料や製品として再利用する取組など、安全で安定したプラスチックリサイクルの促進を支援しています。



環境省HP
「プラスチックはえらんで減らしてリサイクル」



自治体回収からリサイクルに回るプラスチック分別基準適合物

家電等のリサイクル活動の検査

関係企業において法令に沿った廃棄物の発生抑制、資源の有効利用・リサイクルの促進、不法投棄等に繋がる不適正処理の防止等が行われているのか、現地で検査しています。



関東環境局HP
「資源循環・リサイクルの推進」



販売店などの現場で立入検査を実施

廃棄物等の適正な輸出入に向けた対応

国際的なルールに基づき、輸出入される廃棄物等が環境に悪影響を与えないか厳しく審査・監視するほか、不法な輸出入を未然に防ぐため、税関など関係機関と連携した水際対策に取り組んでいます。



関東環境局HP
「有害廃棄物の輸出入」



開被検査の様子

COLUMN 循環経済への移行

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」という線形(リニア)な経済モデルから、製品設計の段階から資源の回収・再利用を前提とし資源を効率的に使い回す「循環経済(サーキュラーエコノミー)」への移行。採掘・製造過程でのエネルギー消費を抑え、温室効果ガスの排出削減に寄与するとともに、天然資源の効率的利用により、自然の生態系の回復にも結び付きます。

災害廃棄物処理の支援

近年、自然災害が頻発・激甚化しています。そして大規模災害は大量の災害廃棄物を発生させます。特に人口が集中する首都圏などでは、ひとたび大規模災害に見舞われた場合、都県域を越える支援や広域的な処理が必要となると想定されます。災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、被災地域の早期復旧・復興に不可欠であり、災害時の被災地支援だけでなく、平時から、研修等の人材育成支援、広域連携のための協議会の運営等を行っています。



関東環境局HP
「災害廃棄物対策」

適正かつ円滑迅速な処理の支援

大規模災害による甚大な被害。迅速な復旧・復興への障害の一つが大量の災害廃棄物の処理です。

平時から関係者と広域的な連携体制を構築することで、発災時における早期処理を図っています。



大量に発生したがれき

仮置き場の設置支援

災害廃棄物は、木材、瓦、家電製品など多様です。被災地の復旧・復興が早期に進むよう、災害廃棄物が品目別に集積できるように管理し、正しい処理が速やかに行えるようにしています。



品目別に分別・集積される様子

東日本大震災からの復興・創生

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、関東環境局管内でも広範囲にわたり放射性物質による汚染が生じました。国においては、事故により放出された放射性物質で汚染された廃棄物等の適正保管・処理、除去土壌の埋立処分・復興再生利用を推進しています。

指定廃棄物の適正保管、処理

放射性物質汚染対処特措法に基づき指定された廃棄物（指定廃棄物）の適正保管、処理等を推進するため、市町村の取組への技術的助言等の支援を行っています。

また、各農家で保管されている農業系指定廃棄物については、保管農家の方々の負担軽減に向け、市町単位で1か所もしくは数か所に暫定的に集約する取組も行っています。



指定廃棄物の
保管状況に関する
確認



農家で一時保管
されていた指定廃棄物



搬出後の様子

除去土壌の埋立処分

関東地方の汚染状況重点調査地域における除染（2016年度完了）により生じた除去土壌の埋立処分に向けた市町村の取組への支援を行っています。



除去土壌の搬入



埋立

除去土壌の埋立処分に向けた取組

福島の復興に向けた理解醸成活動

福島県内の除染で生じた除去土壌は、2045年までに福島県外で最終処分することとされています。

このうち放射能濃度の低い土壌を公共事業等で利用する「復興再生利用」の推進に向けた理解醸成を行っています。



環境省HP
「復興再生利用について」



除去土壌を用いた鉢植え
（さいたま新都心
合同庁舎1号館ロビー）

03 自然環境の保護と利用

国立公園

関東環境局管内には6か所の国立公園(日光国立公園、尾瀬国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、小笠原国立公園、富士箱根伊豆国立公園、南アルプス国立公園)があり、レンジャーを配置し、自然景観の保護や利用の推進に向けた取組を実施しています。また、来訪者に充実した滞在を提供するため、ビジターセンターや遊歩道などの施設整備を行っています。



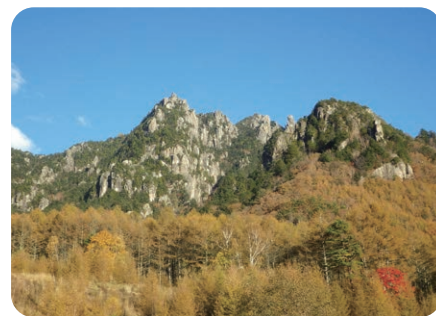
環境省HP
「国立公園」に行ってみよう！」



日光国立公園



尾瀬国立公園



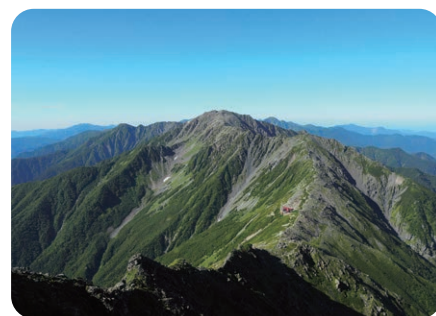
秩父多摩甲斐国立公園



富士箱根伊豆国立公園



小笠原国立公園



南アルプス国立公園

国立公園満喫プロジェクト

世界水準のナショナルパークとして国立公園のブランド力を高めるとともに、来訪者に唯一無二の感動を提供できる場所を目指し、地域と連携しながら、プロモーションや受入環境の整備、アクティビティ造成などに取り組んでいます。



日光国立公園雲竜渓谷



富士箱根伊豆国立公園田貫湖富岳テラス

生態系の維持回復

シカが増加して貴重な植生が失われる生態系被害が深刻化していることから、捕獲や防鹿柵の設置などを進めています。



南アルプス国立公園防鹿柵

COLUMN 自然共生サイト

2030年までに陸と海の30%以上を保全することを目指す「30by30目標」。この達成に向けて、国立公園などの保護地域の拡張だけでなく、企業の森や里地里山、都市の緑地など民間や自治体の取組によって保全が図られている場所を「自然共生サイト」として認定し、生物多様性の保全の輪を広げています。



環境省HP
「30by30と自然共生
サイト」



千葉県 堂谷津の里 谷津田

小笠原諸島世界自然遺産

小笠原諸島は、大陸と一度も陸続きになったことがなく、独特の生態系が見られます。この生態系が、海洋島における生物の進化の見本として世界的な価値を持つことが認められ、世界自然遺産に登録されました。

その価値を後世に残すため、外来生物対策や固有陸産貝類の保全などに取り組んでいます。



小笠原諸島世界自然遺産と保護の取組

野生生物の保護管理

関東環境局管内における野生鳥獣の保護管理、希少種の保護及び外来種対策を推進するため、法に基づく各種規制を行うとともに、特に対応が必要な生物種については、地域・関係者と連携して、調査や保護、防除等の個別対策を行っています。

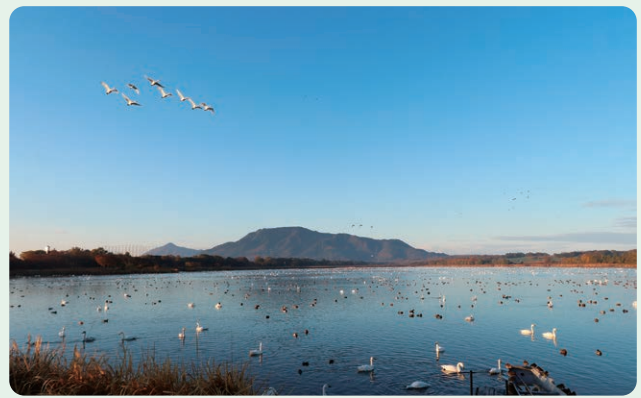


関東環境局HP
「野生生物の保護管理」

野生鳥獣の保護管理

野生鳥獣の適切な保護管理のため、鳥獣保護管理法に基づき、野生鳥獣の捕獲等の規制を行っています。また、管内に 15 か所の国指定鳥獣保護区を指定し、その管理を行っています。

近年では、個体数が増え、県境を越えて移動し生態系等への被害をもたらす、ニホンジカやカワウ等の広域管理を進めているほか、野鳥における鳥インフルエンザの感染状況の把握等も行っています。また、関東環境局管内には国際的にも重要な8か所のラムサール条約湿地があります。



国指定佐潟鳥獣保護区に飛来したハクチョウ類

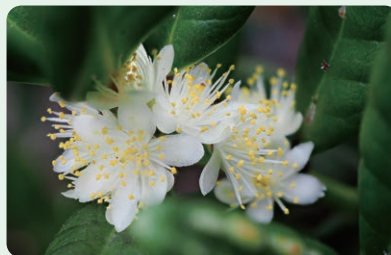
希少種の保護

野生動植物の絶滅を防ぐため、種の保存法に基づき、国内希少野生動植物種の捕獲等の規制を行うとともに、関東環境局管内ではミヤコタナゴ生息地とキタダケソウ生育地の計2か所を生息地等保護区に指定し、保護を図っています。

特に対策が必要な種については、保護増殖事業を行っています。例えば、佐渡島では施設で増やしたトキの野生復帰を、小笠原諸島では、様々な地域固有の動植物を対象に、調査や飼育・繁殖などの取組を進めています。



トキ(佐渡島)



ウチダシクロキ(小笠原諸島)



ミヤコタナゴ(千葉県)

外来種対策

外来生物による生態系等への被害を防ぐため、外来生物法に基づき、特定外来生物の飼養等の規制を行うとともに、その防除事業を進めています。

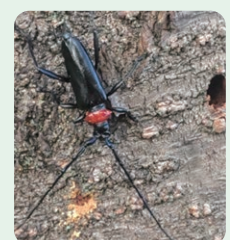
関東環境局管内の10港湾では、ヒアリなど外来アリ類が貨物に伴って侵入・定着することを防ぐため、監視と発見時の防除を続けています。また、分布が拡大しているクビアカツヤカミキリなどの防除を行う自治体へ、支援を行っています。



環境省HP
「ヒアリ類に関する最新情報、
相談窓口」



東京港で
確認されたヒアリ



埼玉県で確認された
クビアカツヤカミキリ

04 環境保全対策の推進・地域循環共生圏の創造

環境保全対策の推進

水や土壌、大気等の環境保全や包括的な化学物質管理の取組は、健康で心豊かな暮らしを実現させていくために非常に重要です。

関東環境局では、土壌汚染対策法に基づいた指定調査機関の指定や監督、災害時のアスベスト対策に関する自治体支援のための協議会の運営などを通じ、公害の防止・化学物質対策にかかる取組を進めています。また、環境影響評価法対象の事業計画について、現地の確認、自然環境に関する地域情報の収集・整理を行い、審査にかかる業務を行っています。



環境パートナーシップ・環境教育の推進

環境施策の推進にあたっては、関係者とのパートナーシップ構築が大切です。その推進拠点として、関東には「関東地方環境パートナーシップオフィス（関東 EPO）」や、「関東地方 ESD 活動支援センター」が設置されています。セミナーの開催や対話の場づくり、人材育成などの取組を通じ、関係者の方々と共に持続可能な地域づくりに向けた環境保全活動や環境教育を推進しています。



地球環境パートナーシッププラザHP
「関東EPO情報」



関東地方ESD活動支援センターHP
「関東地方ESD活動支援センター」



対話の場づくりの様子

地域循環共生圏の創造

自立・分散型の持続可能な社会の実現に向け、地域の内外の様々な主体と共創し、地域資源を活かした事業の創出を行い、地域同士が支えあうネットワークの形成を目指す考えを「地域循環共生圏」と呼んでいます。

関東環境局では、地域循環共生圏づくりに取り組む団体と、その団体への中間支援を行う主体を同時に支援することで、地域のハブとなる事業者等の発掘・支援を実施しています。

加えて、地域循環共生圏につながる事業として、良好な水循環・水環境の創出や里海保全といった活動を支援しており、森・里・川・海といったローカルSDGs事業を生み出すうえで欠かせない土台の保全を行っています。



環境省HP
「環境省ローカルSDGs
地域循環共生圏」



地域の農業関係者とのワークショップの様子



社会・経済を支える森里川海＝豊かな自然環境



茂林寺沼でのフィールドワーク
(群馬県館林市)

関東環境局位置図

● 国立公園

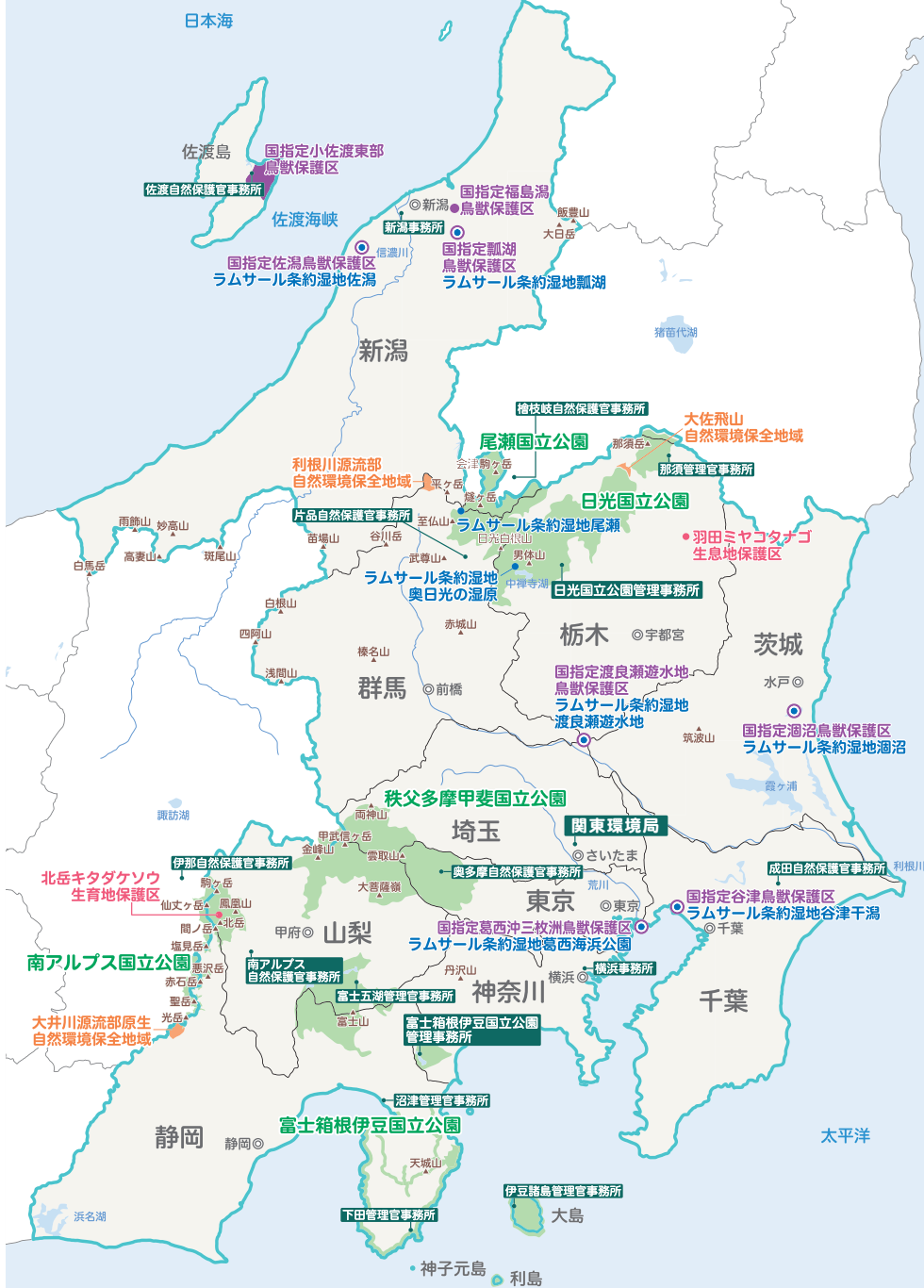
● 原生自然環境保全地域／自然環境保全地域

● 国指定鳥獣保護区

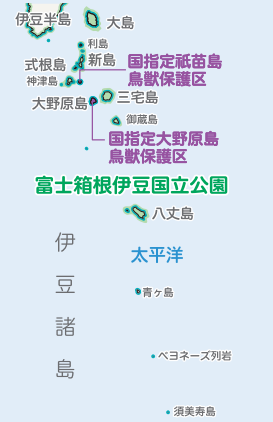
● ラムサール条約湿地

● 管轄区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県※

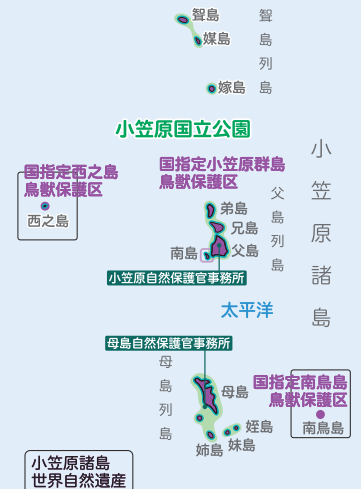
● 地方環境局・事務所



伊豆諸島



小笠原諸島



火山（硫黄）列島



※なお、一部が群馬県、新潟県にかかる磐梯朝日国立公園、上信越高原国立公園、中部山岳国立公園、妙高戸隠連山国立公園の管理等は、東北環境局または信越自然環境事務所が担当。
また、一部が福島県、長野県にかかる日光国立公園、尾瀬国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、南アルプス国立公園の管理等は、関東環境局が担当。

関東環境局

〒330-9720
さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館6階
(代表) TEL:048-600-0516

- 総務課
TEL : 048-600-0516
- 環境対策課
TEL : 048-600-0815
- 地域脱炭素創生室
TEL : 048-600-0157
- 資源循環・災害廃棄物対策課
TEL : 048-600-0814
- 放射能汚染対策課（除染関係）
TEL : 048-600-0545
- 放射能汚染対策課（指定廃棄物関係）
TEL : 048-600-0543
- 国立公園課
TEL : 048-600-0816
- 地域生物多様性増進室
TEL : 048-600-0816
- 野生生物課
TEL : 048-600-0817
- 自然環境整備課
TEL : 048-600-0850

※表紙の写真

- 左上段： 富士箱根伊豆国立公園
富士山
- 右中央①： 秩父多摩甲斐国立公園
西沢渓谷
- 右中央②： 南アルプス国立公園
キタダケソウ
- 左下段： 佐渡島
トキ
- 右下段： 日光国立公園
小田代原の草紅葉

新潟事務所

〒950-0954
新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1
新潟美咲合同庁舎1号館7階
TEL : 025-280-9560

横浜事務所

〒231-0003
神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第2合同庁舎低層棟2階
TEL : 045-226-5077

日光国立公園管理事務所

〒321-1434 栃木県日光市本町9-5
TEL : 0288-54-1076

那須管理官事務所

〒325-0301
栃木県那須郡那須町湯本207番地2
那須高原ビジターセンター 2階
TEL : 0287-76-7512

日光湯元管理官事務所

連絡先：日光国立公園管理事務所

富士箱根伊豆国立公園管理事務所

〒250-0522
神奈川県足柄下郡箱根町元箱根旧札場164
TEL : 0460-84-8727

伊豆諸島管理官事務所

〒100-0101
東京都大島町元町字家の上445-9
大島合同庁舎1階
TEL : 04992-2-7115

富士五湖管理官事務所

〒403-0005
山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1
生物多様性センター内
TEL : 0555-72-0353

沼津管理官事務所

〒410-0831
静岡県沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎5
階
TEL : 055-931-3261

下田管理官事務所

〒415-0036
静岡県下田市西本郷2-5-33
下田地方合同庁舎1階
TEL : 0558-22-9533

檜枝岐自然保護官事務所

〒967-0525
福島県南会津郡檜枝岐村字下ノ原867-1
TEL : 0241-75-7301

片品自然保護官事務所

〒378-0415
群馬県利根郡片品村大字鎌田字下半瀬3885-1
TEL : 0278-58-9145

成田自然保護官事務所

〒282-0012
千葉県成田市東三里塚字岩之台121-2
TEL : 0476-32-9072

羽田自然保護官事務所

連絡先：関東環境局（野生生物課）

奥多摩自然保護官事務所

〒198-0212
東京都西多摩郡奥多摩町氷川171-1
TEL : 0428-83-2157

小笠原自然保護官事務所

〒100-2101
東京都小笠原村父島字西町
(小笠原世界遺産センター内)
TEL : 04998-2-7174

母島自然保護官事務所

〒100-2211
東京都小笠原村母島字静沢
TEL : 04998-3-2577

佐渡自然保護官事務所

〒952-0105
新潟県佐渡市新穂正明寺1277
TEL : 0259-22-3372

南アルプス自然保護官事務所

〒400-0241
山梨県南アルプス市芦安芦倉518
南アルプス市芦安支所2階
TEL : 055-280-6055
(静岡事務所)
〒420-0853
静岡県静岡市葵区追手町5-1 静岡市役所新館13階

伊那自然保護官事務所

〒396-0402
長野県伊那市長谷溝口1204-1
伊那市長谷有線テレビジョン放送施設内
TEL : 0265-98-9320



日光国立公園管理事務所



富士箱根伊豆国立公園管理事務所



関東環境局

アクセス

- JR京浜東北・宇都宮・高崎線
「さいたま新都心駅」より
徒歩約5分
- JR埼京線「北与野駅」より
徒歩約7分

